

振込前に 確認させてください

— お客様の大切なご資金を守るために —

近年、「振込詐欺」や「なりすまし請求」など、
お客様のご資金を狙った被害が多発しています。

当金融機関では、お客様をこうした被害からお守りするために、
振込内容が事業用や現金10万円以上である場合などに
以下の書類の提示をお願いすることがあります。

【ご提示をお願いする場合がある書類】

- ・請求書（発行6か月以内のもの）
- ・注文書（発行6か月以内のもの）
- ・契約書（発行6か月以内のもの）
- ・納品書（発行6か月以内のもの）
- ・メールやSMSのスクリーンショット など

金融機関は不審と疑われる取引に対して報告義務があり
必要と判断すれば拒否または保留することが認められています。

✓ こんなときは、特にご注意ください

- ・初めて振り込む相手
- ・「今日中に振り込まないとトラブルになる」と急がされている
- ・ネットで見つけた業者に振込む
- ・SNSや電話で知り合った人に送金する

■ 安心してお振込みいただくために

ご協力いただくことで、万一の被害を未然に防げる可能性があります。
お手数をおかけしますが、どうぞご理解とご協力を願いいたします。

- ご不明な点は、窓口までお気軽にお声がけください。

犯罪収益移転防止法（2007年施行）/銀行法・民法上の善管注意義務/警察庁・金融庁からの通達



あかぎ信用組合

